

大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係条例
の整備に関する条例のあらまし

1 国家公務員について、定年が65歳まで引き上げられること等を踏まえ、条例において同趣旨の改正等を行います。

〔主な改正内容〕

- ・ 職員の定年を65歳まで、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げます。
- ・ 管理監督職勤務上限年齢を原則60歳とします。
- ・ 60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、短時間勤務の職に採用することができることとします。
- ・ 定年退職者の再任用制度を段階的に廃止します。

〔関係条例〕

- ・ 大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例 ほか7条例

2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。